

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第83号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年3月4日 08時05分ごろ
発生場所	広島県呉市倉橋島南岸沖 呉市所在の伝太郎鼻灯台から真方位118° 2.3海里付近 (概位 北緯34° 05.4′ 東経132° 29.3′)
事故等調査の経過	平成26年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 瑞運丸、163トン
船舶番号、船舶所有者等	133043、瑞運汽船有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に凹損
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、空船で、船首約0.6m、船尾約2.4mの喫水により、平成26年3月4日08時00分ごろ倉橋島南岸の岸壁を離れ、船長が操舵に当たり、同島南岸に沿って東進中、08時05分ごろ、同島南岸沖の浅所に乗り揚げた。 船長は、直ちに機関を停止し、点検を行って浸水等の異常がないことを確認し、本船は自力で離礁して山口県岩国港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約138cm（奥ノ内（倉橋島））
その他の事項	船長は、倉橋島南岸沖に浅所があることを知っていたが、本事故時、変針する時機が遅れたと思った。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、倉橋島南岸に沿って東進中、船位の確認が適切でなかったことから、同島南岸沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、倉橋島南岸に沿って東進中、船位の確認が適切でなかったため、同島南岸沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水深が浅い水域の近くを航行する場合には、操舵の時機を失しないように適切に船位の確認を行うこと。</li></ul> |
|--|---|